

事故発生の防止のための指針

社会福祉法人端午会

特別養護老人ホームところの苑

1 ところの苑における介護事故の防止に関する基本的考え方

特別養護老人ホームところの苑(以下「当苑」と略す)では、「介護事故」と社会福祉法人端午会(以下「当法人」と略す)が抱える「運営・経営面のリスク」の2点から、その事故防止策について検討、対策を実施する。

(1)介護事故防止について

ご利用者の皆様が安心して施設生活を送ることができるよう、当苑では個別ケアを中心とした質の高いサービスを提供すると共に、必要な体制を整備し、介護事故防止に努める。

(2)運営・経営面のリスクについて

当法人が抱える人材確保、育成や制度改正に伴う経営面、各部署が抱える運営面でのリスクの洗い出しを行い、必要な対策を講じ、健全な運営、経営を維持する。

2 事故防止の為の委員会

施設内外での事故を未然に防止すると共に、起こった事故に対しては、原因究明、再発防止などの経過対応が速やかに行われ、健全経営、及び利用者に適切なサービスが提供できることを目的とし、事故防止委員会(以下「委員会」と略す)を設置する。

(1)委員の構成

- ① 施設長(事故対策の最終責任者を務めるものとする)
- ② 課長(リスクマネージャーを務めるものとする)
- ③ 特養相談員
- ④ 特養介護主任
- ⑤ 看護師
- ⑥ デイサービス職員
- ⑦ 居宅介護支援事業所職員

(2)委員会の開催

原則、毎月第2火曜日を開催日とし、事故発生時等必要な際は随時開催する。

(3)委員会の役割

① 介護事故防止について

介護事故発生の防止及び再発防止の為の具体的な対策を検討する。事故発生防止の為の基礎的知識を普及、啓発すると共に、安全管理を図る研修を年2回以上行う。

② 法人・施設が抱えるリスクについて

各部署にて予測されるリスク、法人が抱えるリスクについて委員会にて協議し、その対策を検討する。

3 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

リスクマネジメント委員会を中心として、リスクマネジメントに関する職員への教育研修を、定期的かつ計画的に行い、安全管理の徹底を行う。

- (1)研修計画の作成(年度初め)
- (2)定期的な研修(年2回以上)
- (3)新人職員への事故発生防止の研修

4 介護事故等の報告方法等の介護に関わる安全の確保を目的とした改善の為の方法

(1)報告システムの確立

情報収集の為、ヒヤリハットや事故報告書を作成し報告システムを確立する。情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさない為の対策に用いるものであり、報告者個人の責任追及の為には用いないこととする。

(2)事故要因の分析と予防策の周知徹底

集められた情報を元に、分析・要因の検証・予防策に立案を行い、リスクの回避、軽減に役立てる。また、事故報告については全職員に周知徹底を図る。

5 介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合は、下記の通り速やかに対応する。

(1)当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を確認し、安全確保を最優先として行動する。関係各部署及び家族宛に速やかに連絡し、必要な措置を行う。医療機関への受診も並行して、迅速にその手続を行う。

(2)事故状況の把握

事故状況を把握する為、関係職員は「事故報告書」を作成し、速やかに報告する。

事故の際は状況が分かるよう、写真を用いて事実のみを記載する。

(3)関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡に基づき、家族・担当ケアマネジャー(短期入所の利用者の場合)、必要に応じて保険者等に事故の状況について報告する。

(4)損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当苑の加入する損害賠償保険で対応する。

6 職員の責務

職員は日常業務において介護の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護事故の発生の防止に努めなければならない。

7 記録の保管

委員会の会議録等、施設内における事故に関する諸記録は5年間保管する。

8 指針等の見直し

本指針等は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

9 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにします。

また、本施設で使用するイントラネット上にアップロードすることで、全ての職員が閲覧を可能とするほか、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

10 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

介護事故等の発生の防止の推進のために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 生活リスク等の発見・把握に努め、予防措置を講じるよう努めます。
- ② 苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を介護等事故の発生の防止に役立てます。
- ③ 介護事故防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行います